

原議保存期間10年
(平成28年12月31日まで保存)

各管区警察局広域調整担当部長
警視庁交通部長 殿
各道府県警察本部長

警察庁丁交指発第63号
平成18年5月30日
警察庁交通局交通指導課長

道路交通法に基づく放置違反金納付命令の基準について

道路交通法の一部を改正する法律(平成16年法律第90号)附則第1条第4号に掲げる規定の施行に伴い、放置違反金納付命令の基準を下記のとおり作成したので、各都道府県警察においては、下記の基準を参考として、適正な処分が行われるように配慮されたい。

記

1 用語の意義

この通達における用語の意義は、道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)で使用する用語の例によるほか、次に掲げるとおりとする。

(1) 放置違反金納付命令

法第51条の4第4項の規定に基づき、放置違反金の納付を命ずることをいう。

(2) 車両の使用者

車両を使用する権原を有し、その運行を支配し、管理する者のことをいう。

2 放置違反金納付命令の基準

放置違反金納付命令は、法第51条の4第3項の規定による報告に係る車両を放置車両と認める場合(同条第4項ただし書に規定する場合を除く。)において、当該車両に係る違法駐車行為が天災等の不可抗力に起因するなど、当該車両に係る違反を当該車両の使用者の責に帰すことが著しく相当性を欠くと明らかに認められる場合を除き、当該使用者に対して行うものとする。